

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)の許可を受けなければならない。

2 入構の許可を受けた者は、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証、利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 2 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 東広島キャンパスに通勤する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 東広島キャンパスに通学する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援・ダイバーシティ担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 東広島キャンパスに通勤する職員又は通学する学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの。

イ 職員にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は，当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者 理事が定める期間

(2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は，理事は，当該各号に規定する期間を限度として，当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間

(2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月

4 前条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者が自動車により臨時に入構する必要がある場合は，当該各号に定めるところにより入構させることができる。

(1) 本学の職員又は学生 職員証又は学生証を提示の上，臨時構内駐車証を交付する。

(2) 外来者 用務先を申し出の上，臨時構内駐車証を交付する。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし，その負担金(以下「利用者負担金」という。)は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず，本学は，午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

- 3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,000円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

- 4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、理事が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。
- 5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。
- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
 - (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
 - (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
 - (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
 - (5) 職員が東広島キャンパスから本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
 - (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
 - (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証の交付を受けている場合は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。
- (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第15条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(令和7年9月1日 一部改正)

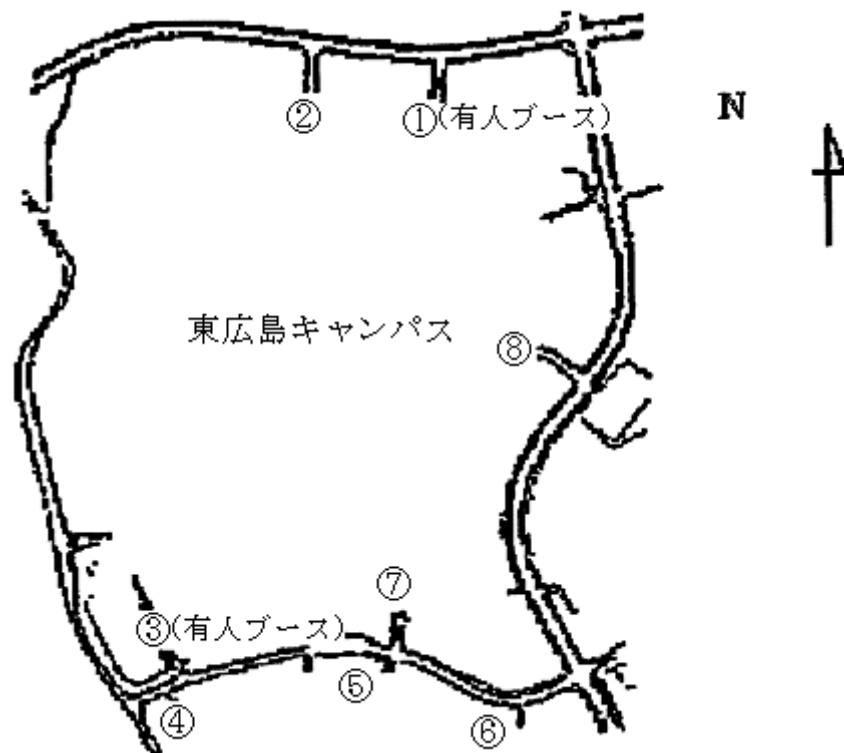
この細則は、令和7年9月1日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別紙第1(第5条第2項関係)

区分	申請者	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請書の受付及び 交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等
自動車	職員 (第4条第1号に該当する者)	職員証又は学生証	理事が定める期間	財務・総務室 財務 部会計グループ	理事が定める様式
	学生 (第4条第2号に該当する者)				
	商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	利用登録証			構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	職員証又は学生証	随時		理事が定める様式
	教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者 (第4条第5号に該当する者)	構内駐車証(別記様式第2号)			
	職員 学生 (第4条第6号に該当する者)	職員証又は学生証			
	職員 学生 外来者	臨時構内駐車証(別記様式第3号)			
	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者		構内駐車証等を紛失した時	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届(別記様式第4号)

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18：00以降ゲート①(18：00～6：00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30～21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6：00～21：00)の規制は行わない。

申請理由		・新規 ・更新 ・自動車の変更 ・その他					
申請期間		年 月 日 ～ 年 月 日					
業者等	会社名等				電話番号 () —		
	所在地						
	フリガナ氏名						
	主たる用務先						
	利用登録番号						
登録申込車	車種	乗用車(普・軽)		貨物車(バン・トラック)		その他	
	車名(色)	(色)					
	車両番号						
現在の登録番号							
				部局等担当者確認印			

以下の欄は記入しないで下さい。

構内駐車証番号	
---------	--

別記様式第2号

表面

構内駐車証	
職員・学生 (外来者等)	
氏 名	
登 録 番 号	
車 両 番 号	
有 効 期 限	
広島大学東広島キャンパス	

裏面

注 意 事 項
1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。 3. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 5. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 6. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 7. 交通指導員の指示に従うこと。 8. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 違反に対する措置 1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

別記様式第3号

運転席前面に置くこと。			
臨時構内駐車証			
(注) 有効期限は、当日限りです。			
入構年月日	年 月 日		
運転者氏名		用 務 先	
勤務先・所属部局又は住所	連絡電話番号(内線)		
注 意 事 項	1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 6. 交通指導員の指示に従うこと。 7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 違反に対する措置 1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。		
この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。			
広島大学			

年 月 日

紛失届

学生番号

職員番号

氏 名

下記理由により利用登録証(構内駐車証)を紛失しました。

理由：

以下の欄は記入しないで下さい。

旧利用登録番号

新利用登録番号